

こども医療費を無償化します

対象は10月受診分からのこども医療費です



旧

9月30日(水)受診分まで
通院／小学生以上は
500円／回
(月2回まで)
入院・調剤／無料
※保険適用分のみ対象



新

10月1日(水)受診分から
通院／**無料**
入院・調剤／無料
※保険適用分のみ対象



その他の変更点

- 受給者証の有効期間は、「受給資格発生日(出生・転入日など)」から「18歳に達した日以後の最初の3月31日」までです。
- 現在の「乳幼児医療費受給者証(水色)」と「こども医療費受給者証(白色)」は、10月以降全て新しい「こども医療費受給者証(桃色)」に切り替わります。対象者には、9月中旬以降に順次郵送予定です。これまで小学生以上の人が必要だった年度ごとの更新は不要になります。

次の場合は、手続きが必要です

- 市外に転出する場合は、受給者証を返却してください。
- 受給者の氏名や保護者の住所・氏名など登録事項に変更がある場合は、手続きをしてください。

☎子育て支援課 995-1841



児童扶養手当制度

8月は現況届を提出してください

児童扶養手当はひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

- ☑ 18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親、または父(母)に代わって養育している人

支給額(月額)

児童1人	全部支給	46,690円
	一部支給	11,010円～46,680円
児童2人目以降の加算額	全部支給	11,030円
	一部支給	5,520円～11,020円

※児童2人目以降は1人増えるごとに加算します。
※所得制限があります。

現況届の提出

8月は児童扶養手当の更新手続きの月です。手当の認定を受けている人(支給停止の人も含む)は全員、現況届の提出が必要です。

🕒 8月1日(金)～8月29日(金) 8時30分～17時15分
(土・日、祝日を除く)

📍市役所1階⑰⑱窓口(子育て支援課)

📄証書、保険情報が分かる書類など(通知に記載しています)

👤必ず来庁して手続きをしてください。必要な届出をしていない場合や、疑義が生じた場合には、支給が保留されることがあります。

☎子育て支援課 995-1841

児童扶養手当の現況届の提出に合わせて、ハローワーク沼津による相談会を開催

🕒 8月7日(木) 11時～15時

📍市役所地下会議室A

☑ひとり親

📄ハローワーク支援メニュー案内、就職に関する不安や悩みの相談

📄不要

☎ハローワーク沼津 918-3711

